

午後1時30分 開会

○委員長（原田素代君） それでは、ただいまから第13回議会運営委員会を開会いたします。
開会に先立ちまして、議長からの御挨拶をお願いします。

○議長（小田百合子君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、議長。

○議長（小田百合子君） 皆さん御苦労さまです。

12月の定例会議ということで、きょうは全員協議会も含めてあれこれと皆さんに御協議いただきたい案件がありますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

それでは、これから協議事項に入ります。

協議事項の1番、平成26年12月行事予定について。

まず、議会事務局からの説明を求めます。

○議会事務局長（富山義昭君） はい、委員長。議会事務局の富山です。

○委員長（原田素代君） はい、富山局長。

○議会事務局長（富山義昭君） それでは、お手元の資料2枚目をごらんください。

平成26年12月議会行事予定（案）でございます。

12月になりますと、11月28日から定例会始まっておりますが、1日は休会、予備日でございます。

2日、3日、本会議、一般質問の予定でございます。

4日が予備日。

5日金曜日は10時から本会議、質疑、委員会付託ということになっております。

8日月曜日、休会、予備日でございます。

各常任委員会は9日火曜日から始まります。9日火曜日10時から総務文教常任委員会が委員会室で、総務文教常任委員の皆さんの御出席をお願いいたします。この日、13時30分から赤磐市シルバー人材センター理事会が桜が丘いきいき交流センターで開催されます。実盛議員の御出席です。

10日水曜日は10時から厚生常任委員会、委員会室で厚生常任委員の皆さんの御出席をお願いいたします。

11日木曜日は10時から産業建設常任委員会、委員会室で産業建設常任委員の皆さんの御出席をお願いいたします。なお、この日は13時30分から赤磐市社会福祉協議会理事会が山陽総合福祉センターで開催されます。佐藤議員の御出席です。

12日金曜日は予備日、休会でございます。

15日月曜日10時から議会基本条例特別委員会が委員会室で開催されます。議会基本条例特別

委員の皆さんの御出席をお願いいたします。

12月18日木曜日は14時から和気老人ホーム組合議会が和気町役場で開催されます。澤議員、実盛議員の御出席です。同じく15時から和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合議会が和気町役場で開催されます。治徳議員、原田議員、松田議員、小田議長の御出席をお願いいたします。

19日金曜日は10時から本会議、委員長報告、質疑、討論、採決となります。議場で全議員の御出席をお願いいたします。

12月22日月曜日、この日は9時から例月出納検査が監査事務局で開催されます。行本議員の御出席です。同じく10時から赤磐市立ひかり幼稚園の竣工式が桜が丘西3丁目幼稚園でございます。各議員の御出席をお願いいたします。また、この日10時から赤磐市社会福祉協議会評議員会が山陽総合福祉センターで開催されます。福木議員の御出席をお願いいたします。10時30分から美作岡山道路瀬戸トンネル貫通式が瀬戸トンネル坑内で開催されます。副議長の御出席をお願いいたします。午後13時から、東備農業共済事務組合議会が和気町役場で開催されます。光成議員、治徳議員、金谷議員、北川議員の御出席をお願いいたします。15時から和気北部衛生施設組合議会が同じく和気町役場で開催されます。北川議員、佐藤議員、実盛議員の御出席をお願いいたします。

12月25日木曜日10時から議会運営委員会が委員会室で開催されます。議会運営委員の皆さんの御出席をお願いいたします。

以上が議会関係の行事予定でございます。

○委員長（原田素代君） 続きまして、岡本部長お願いします。

○総務部長（岡本衛典君） それでは、市の行事予定をお知らせいたします。

12月1日月曜日は議会休会でございます。

2日火曜日10時から本会議、議場にて三役出席。

3日水曜日10時から同じく本会議、三役出席でございます。

4日が休会となりまして、5日金曜日10時から本会議、質疑、委員会付託、議場にて三役出席でございます。

6日はございません。

7日日曜日10時からカップリングパーティー、ドイツの森で市長の出席です。13時から人権を考えるつどい、くまやまふれあいセンターにて市長、教育長の出席です。

8日は休会、予備日でございます。

9日10時から総務文教常任委員会、委員会室で三役出席です。

10日水曜日10時から厚生常任委員会、委員会室で市長、副市長出席でございます。

11日木曜日10時から産業建設常任委員会、委員会室に市長、副市長出席でございます。

12日金曜日が休会、予備日でございます。

少し飛びまして、15日月曜日13時30分から赤磐市地域医療ミーティング推進協議会が2階第1会議室で副市長の出席でございます。

18日木曜日14時から和気老人ホーム組合議会と和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合議会が和気町役場で市長の出席でございます。15時から教育委員会議、中央公民館2階会議室で教育長の出席です。

19日金曜日10時から本会議、議場にて三役出席でございます。

21日日曜日14時から赤磐市自治連合会全体研修会が赤坂健康管理センターで三役出席でございます。

22日月曜日10時から赤磐市立ひかり幼稚園竣工式、桜が丘西3丁目で市長、教育長の出席でございます。10時30分から美作岡山道路瀬戸トンネル貫通式が瀬戸トンネル坑内にて副市長の出席です。13時から東備農業共済事務組合議会、それと和気北部衛生施設組合議会が和気町役場で市長の出席でございます。

25日10時から議会運営委員会、委員会室で三役出席です。

26日17時15分から仕事納めで、本庁、各支所、三役出席でございます。

28日日曜日19時から年末夜警の出発式、消防本部3階会議室で市長、副市長出席でございます。

以上でございます。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんのほうからそれぞれについての御質疑がありましたらお願いします。

はい、松田委員。

○委員（松田 勲君） ちょっとここで言うてええかどうかわかんないんですが……。

○委員（北川勝義君） 後のほうがえかろう。日程じゃけえ。議会の日程は後じゃろう。

○委員長（原田素代君） 日程ですけど、今が。何か別の、議会とは違う……。

○議長（小田百合子君） 定例会の日程のことでしょう。

○委員（北川勝義君） 定例会のことじゃけ。

○委員長（原田素代君） はい、じゃあまた別途お願いします。

ほかの皆さんのほうからは特別ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） なければ、続いて協議事項の2番目、26年12月第4回赤磐市議会定例会の会期の日程及び議会運営についてお願いいたします。

○議会事務局長（富山義昭君） 委員長、議会事務局長、富山です。

○委員長（原田素代君） はい、富山局長。

○議会事務局長（富山義昭君） それでは、お手元資料4枚目をごらんください。

平成26年12月第4回赤磐市議会定例会会期日程表（案）でございます。

本日のこの議会運営委員会において決定いただきますが、まず日程第1日、11月28日金曜日午前10時から本会議を議場で開会予定でございます。

会議録署名議員の指名につきましては、2番光成良充議員、3番澤健議員をお願いいたします。

会期の決定につきましては、11月28日から12月19日までの22日間の予定です。

諸般の報告に続きまして議案の上程ということになります。このたびの議案は、人事案件が1件、専決処分の承認案件1件、同じく専決処分の報告案件1件、条例案件が4件、予算案件7件、その他案件11件の計25件となっております。

そこにあります人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、人事案件のため申し合わせ事項によりまして本会議場で直ちに質疑を行い、委員会付託、討論を省略して採決を行う予定でございます。

平成26年度赤磐市一般会計補正予算（第3号）につきましては、専決処分の承認を求めるものであります。本会議場で直ちに質疑を行った後、委員会付託を省略して討論、採決を行う予定です。

次は、地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告でございます。この報告につきましては、本会議場で直ちに質疑のみを行う予定でございます。

条例案件4件のうち、赤磐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、総務文教常任委員会に委員会付託を行います。

赤磐市特定疾患援護費給付条例の一部を改正する条例は、厚生常任委員会に委員会付託を行います。

赤磐市下水道条例の一部を改正する条例と赤磐市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例、この2件は産業建設常任委員会に委員会付託を行います。

続きまして、赤磐市山陽総合福祉センターの指定管理者の指定についてと赤磐市赤坂福祉サービスセンター、春の家の指定管理者の指定につきましては厚生常任委員会に委員会付託を行います。

赤磐市の福田会館の指定管理者の指定についてから周匝郷伝承館の指定管理者の指定についてまでの9件につきましては、産業建設常任委員会に委員会付託を行います。

平成26年度赤磐市一般会計補正予算（第4号）から平成26年度赤磐市水道事業会計補正予算（第1号）までの7件の予算案件につきましては、ごらんのそれぞれの常任委員会へ付託いたします。なお、11月28日は質疑通告の受け付け開始となっております。

続きまして、29日土曜日から12月1日までの3日間休会でございますが、12月1日月曜日は予備日となっております。

12月2日火曜日は午前10時から本会議、一般質問でございます。なお、質疑通告の締め切り

がこの日の17時となっております。

3日水曜日は午前10時から同じく本会議、一般質問の2日目でございます。一般質問につきましては15名の方から提出がありました。質問者数の割り振りにつきましては、この後で御協議をお願いいたします。

12月4日木曜日は予備日。

5日金曜日は午前10時から本会議、質疑でございます。質疑終了後、議案の委員会付託を行います。請願につきましても上程後、委員会付託を予定しております。別添に請願陳情文書表をつけております。ごらんいただきたいと思いますが、請願が今回は3件、陳情1件が提出されております。

まず、請願につきまして、請願第6号ですが、平成26年8月26日に持参されました。件名は周匝土地改良区への助成金の存続に関する請願でございます。請願者は、赤磐市福田500、周匝土地改良区理事長、岡森裕幸様です。紹介議員は、北川勝義議員と下山哲司議員で、付託委員会は産業建設常任委員会でございます。

請願第7号は、平成26年11月12日に持参されまして、件名はウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願です。請願者は、岡山県倉敷市藤戸町天城513-50、全国B型肝炎訴訟広島原告団岡山支部、松葉勝幸様です。紹介議員は、治徳義明議員で、付託委員会は厚生常任委員会です。

請願第8号は、平成26年11月19日に持参され、件名は介護従事者の処遇改善を求める請願書です。請願者は、岡山市北区下伊福西町1-53、岡山県医療労働組合連合会執行委員長、福田幸恵様です。紹介議員は、原田素代議員で、付託委員会は厚生常任委員会です。

続きまして、陳情ですが、平成26年11月6日に持参されました。件名は、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2015年度政府予算に係る意見書採択の要請についてです。陳情者は、和気郡和気町大中山1461-1、岡山県教職員組合東備支部支部長、大守徹様です。

陳情の取り扱いにつきましては、申し合わせにより議員の皆様にご写しを配付することになっておりますので、添付しております。ごらんいただきたいと思っております。

もとの会期日程のほうに戻っていただきます。

12月6日土曜日、7日日曜日は休会、8日月曜日は予備日です。

9日から各委員会が始まります。9日火曜日午前10時から総務文教常任委員会、10日水曜日午前10時から厚生常任委員会、11日木曜日午前10時から産業建設常任委員会。

なお、この日は討論通告の受け付け開始となっております。

12月12日金曜日は予備日、13日土曜日から12月18日木曜日までの6日間は休会ですが、その間15日月曜日午前10時から議会基本条例特別委員会が開かれます。

なお、18日木曜日は17時が討論通告の締め切りでございます。

12月19日金曜日午前10時から本会議、定例議会最終日となっております。委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

なお、請願が採択された場合には、意見書等の発議をお願いする予定でありますので、よろしくお願いたします。

最後に、委員会の閉会中の継続調査及び審査について議長から発議を行い、12月議会の日程が終了の予定でございます。

以上が現在予定されています12月議会の議事日程案でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

ただいまの説明について御意見ございましたらお願いします。

○委員（松田 勲君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、松田委員。

○委員（松田 勲君） 一般質問なんですが、今回15人ということで、前も近い人数があったと思うんですけど、実際にやってみて、1日例えば8人、これだったら8人、7人になる、2日だったらですね、8というのはかなり厳しいんじゃないかなと思うんで、できれば3日目の予備日を使って、3日に分けたほうがいいんじゃないかなと提案させていただきたいんですが、お願いします。

○委員長（原田素代君） そういう提案です。皆さんのほうで、どうでしょうか、一応この会期日程をここで確認する前に、会期日程を確認するために後の一般質問の15人という数のことで、ここで確認をしてからにしましょうか。本来、次の一般質問が15出てるっていうところに行くのが次なんですけど、ここで確認をさせていただくということで御了解ください。

それでは、今の提案に対して御意見を。

はい、北川委員。

○委員（北川勝義君） 原則に反しまして、今までの実績、過去10年からの実績見たら、やっぱり7人とか13人とかというたり、13人で2日間でいくと7人とかというのもあったこともないとは言わんのですよ。物すごい苦しゅうなる、苦しゅうなるというか、日程的にですよ、時間的にその日の次のこともあったりするんで、そういうことがあるんで、とりあえず6人ぐらいが大体目安じゃろうというて、大体12人で2日間で行きよったんで、申し合わせつくれということじゃねえんじゃないけど、6人ぐらいで1日ということで、6人まで1日ということの区切り、大体そういう話でずっとやりよったと思うんで、今松田議員が言われたように、3日間予備日を、ねんじやったら別で、予備日があるんで、予備日をとらせてもろうて、3日間で一般質問、12月2日、3日、4日で15人じゃったら5人ずつというんかな、その振り分けは大概時間、5時ごろには終わるんじゃないかという、3時や2時に終わりやあ、ちょっと大変なことになるんじゃないけど、そういうことにならんと思うんで、そうしてもらえたらなと思いますけ

ど。

委員長、言いてえのは、議運で決めるんじゃから、前も何かこれ言いよった、6人ぐらいが原則ぐらいな、そういう話を絶えずしよったと思うたんじゃ。7人目はどうすりゃあって、こっちいったりいかなんだりというけえ、やっぱり6人にしようというて決めたと思うたんで、じゃからこれもこの中だけの6人ぐらいが1日に質問者じゃと認めるようにしといたほうがええんじゃねえかなと思うて。極端な話では、7人出た場合で、7人しかなかったらこれは大変酷な話じゃけど1日で済まそうという臨機応変がせにゃおえんと思うんじゃ。大体そのくらいでいかれりゃええんじゃねえかなと思うとんで。

それで、ちょっとお願いが、ちょっと関係ねえかもしれん、僕も相談受けとるから言わせてもらうんですけど、地方自治法で議会事務局に答えていただかにゃおえんのじゃけど、あえて議運で確認させていただきてえんじゃが、一般質問しますわな。一般質問しよるときに本人が、議場内の整理はこの間も原田委員長と僕とやりよって、2人とも出とけ言われて、あんたも要らんこと言うけえとばっちりかもしれんけど、議長の裁量権が議場の中ありますが。じゃから、それは仕方ねえんじゃけど、全国どこを見ても、相談があったから言うんですよ、どうなるかわからんんですけど、一般質問で納得いかんからとめさせて、暫時休憩にしてほんなら動議を出そうか言うたりするような話があったりしたんです。言わんとしよる趣旨はわかるんじゃけど、動議と一般質問した日に動議というんか、そのことについてですよ、例えば僕が今言いよる不良債権じゃというてそれが動議出せるようなことを、じゃあちょっと一般質問、全国的に聞きよっても聞きゃあ聞くほどどこの市町村でも、一般質問しよって、僕がしよって、納得いかんけえ僕が動議出すというのやこ、掘ってもねえ話なんじゃ。できるんかもしれんのじゃけど、法的には、議場内で議長が休憩させなんだからなんですけんな、勝手にしたんじゃできんから。そこらのことがちょっと出とるんで、僕も筋の言いよることはわからんことは理解しとんじゃけど、一般質問のときに動議やこは認めるべきじゃねえと僕は思うとるんですよ、僕の考えが。それで、そこらのこと、ちょっと別に悪いんじゃなくて赤磐市議会がええこっちゃろうと悪いこっちゃろうと、動議じゃったら自分の言いたいこと言いよりゃよろしいが、最初。ずっとそれが今インターネットで中継やこなって、例えば1時間の中継しゃべりよるとします。1時間の中継になります。言ようる人は、パフォーマンスやこ言やあしませんよ、僕はそういう意味で言よんじゃのうて、一生懸命でええかもしれんけど、ほかの人がうんざりして、聞きよる人がやっぱり不愉快とか、赤磐市議会何をしよんならと、こういうことになるんじゃねえかと思うんで、ちょっとそこら辺のことができるというんがあっても、やっぱり議場内の整理議長なんじゃけど、議長になしりつけちやるという気持ちはねえんです。それで、議運で言わんとしよんですよ。一般的常識で考えたら、そういうな例は、ねえとは言わんけど、僕の知つとる限りねえと思うんじゃ。そこらは何か議運のほうで処理するということではできんのじゃろうかなと思ひまして。

○委員長（原田素代君） ちょっと2つ出てきたので、まず1つずつ片づけたと思うんですが、とりあえず従来ですと2日間という設定ですが、今回15人ということで、通常ですと8、7、申し合わせとしてもたしか8人はマックスと。最高マックスは8人と、それ以内でやろうという話はあったんですね。だけど、8だったんだけど、別にそれが8じゃなきゃだめじゃなくて、7でも6でもいいわけですから、今のような松田さんや北川委員の提案は当然可能なわけです。

それについて、ほかの委員さんのほうで御意見をぜひお願いします。

はい、福木委員。

○委員（福木京子君） 私は以前はちょっと8人は多い過ぎるんじゃないかという意見言うたことがありますんで、最後のほうになったら、質問者も答弁者も大分疲れてきて、今回はもう8人はちょっと難しいから、3日でしたらいいんじゃないかなとも思いますけど。

○委員長（原田素代君） ほかの方は。

岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 確かに8人というのは多いと思います。それと、その間の緊張を強いられる議長の立場も考えると、やはり5人か6人ぐらいがいいんじゃないかと思えますし、執行部にとっては3日間というのはちょっと大変だろうとは思いますが、ぜひ5人ぐらいでやっていただきたいと思えます。

○委員（北川勝義君） ちょっともう一個、そのことで。

○委員長（原田素代君） ああ、そうですか。じゃあ……。

○委員（北川勝義君） 委員長、議長がおられるんじゃけえ議運のほうから言うとしてもらいてえのは、3日間しますが。どうも3時ごろじゃとか終わらんようにちょっと休憩をとってもええから、うめえこと休憩じゃねえけど、4時半とかというのはええんじゃ、ええですが。議会何時に終わったんな、3時に終わった言うたら、どうも、そこらよう議長……。

○委員（福木京子君） それはどんなん、5人5人じゃなくても、2日間はある程度6人やって、3日を午前中というようなやり方はないん。

○委員長（原田素代君） わかりました。そういうこともありですよ。

○委員（北川勝義君） 均等に行こうや、5、5、5で。

○委員（福木京子君） そりゃどっちでもいいですけど。

○委員長（原田素代君） わかりました。

金谷委員どうでしょう。

○委員（金谷文則君） 皆さんがおっしゃることはごもっともなことなので、とれるのであれば、3分割していただき結構だと思います。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

基本的には、予備日を使って3日間で15人をさぼこうということなんですが、今提案で均等

に5人じゃなくても前半に詰めてもいいよってという意見も当然ありました。皆さんのほうでどうしましょうか。均等にします。そしたら、ちょっと北川委員の心配が少し、場合によっては速やかにいい質問といい答弁が返ってくれば早く終わる可能性はありますけど、それは3日間で分けたということですから。

そしたら、今回は予備日1日、4日ですか、使って5人ずつ15人ということで一般質問のスケジュールを確認させていただきます。よろしく願いいたします。

○議会事務局長（富山義昭君） 委員長、済いません。

○委員長（原田素代君） はい、局長。

○議会事務局長（富山義昭君） 1件だけ確認させてください。

今回、12月4日の予備日を一般質問に充てるということで、一般質問3日になるわけですが、一般質問の予備日をとる必要はないということでもよろしいでしょうか。

○委員長（原田素代君） それに対して。

○議会事務局長（富山義昭君） これで言いますと、12月5日の質疑の日を予備日にして全体ずらすという必要はないと考えてよろしいでしょうかということでございます。

○委員長（原田素代君） よろしいですね。

○委員（北川勝義君） そんなことせんでえかろう。

○委員長（原田素代君） それは必要ないと思います。8人でもクリアしてましたから。

○議会事務局長（富山義昭君） ありがとうございます。

○委員長（原田素代君） どうもありがとうございました。

そうしましたら、続いて協議事項の3番目の一般質問なんですが、改めて富山局長。

○議会事務局長（富山義昭君） お手元の資料の終わりのほうにつけております一般質問通告表でございます。

受け付け順に、1番が澤議員、2番が北川議員、3番が金谷議員、4番が松田議員、5番が丸山議員、6番が福木議員、7番が原田議員、8番が保田議員、9番が治徳議員、10番が佐々木議員、11番が行本議員、12番が実盛議員、13番が下山議員、14番が光成議員、15番が佐藤議員という15名の方でございます。今、お話のございました5人ずつということになりますと、1番から5番まで、6番から10番まで、11番から15番までという割になるかと思いますが、このことにつきましても御協議いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（原田素代君） そうしましたら、一応メンバーがわかりましたけれど、1から5、6から10、11から15ということで5人ずつの配分で進めさせていただきます。

そしたら、もう一般質問までこれで終わりましたね。

じゃあ、ここでさっきの件を取り上げさせていただきます。

北川委員、ちょっとね、もうちょっと具体的に中身を言っていた方がわかりやすいので。

○委員（北川勝義君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、北川委員。

○委員（北川勝義君） 中身で、何人かもう連絡あって聞いとる人もおるんですけど、僕は人のことは知らんけえ、僕が聞いたことだけの話しよんですけど、動議というのは原則的にやりよるときに異議があつたり、自分がカットせにやおえん、議員としてカットせにやおえんけえ動議出して、賛同者が一名でもおつたらその後、それ出したからそれが必ず通るとは限りませんけど、そういうことになるんじゃけど、大抵今僕原則的に思うたら、それ出されると通らんと、動議が通ったとしても、仮に、その後のことは通らんとするんですけど、これは赤磐市議会が一般質問じゃねえ、普通のときの質疑とかやりよるときじゃつたら、それについての動議は僕はまあこの内容的にもおかしいこともねえ、動議を出すほどでもねえと思うたりする話なんじゃけど、本人なつとつたら違いますから、そねえな中思うたらあるんじゃけど、一般質問のとき動議やつたら、これ地方自治法でできたとしても、こんなことはもう県下でねえからな。新聞ダネじゃねえが、笑いダネの、何をしよんならと、議長何をしよんならと、極端な話、議長を責めるんじやのうて、そういう話になるんで、議長の采配でそういうことはさせんようにすると思うんじゃけど、執行部のほうも、僕はこれ何が原因ならというたら、内容的なことは触れんでも、例えば僕が質問したことに皆真面目にしてこれよんじゃけど、執行部が実りある回答がもらえん場合がありますが、3回じゃから。これはたった3回言うたらおかしいんじゃけど、質問しよんのも悪いんかもしれんけど、ありますが。それで一々動議出しよつたら、僕はいつも出さにやおえんようになって、いつもじゃねえけど、そういうことになりましたが。かみ合わんのは仕方ねえ場合もあるんで、そこは議会人と、議員としとんじやから、議会の中で、ほかのときに動議はええと思う、抗議とか動議はな。じゃけど、これにはちょっと、一般質問のときに一般質問に関しての内容で動議を出すというのは納得できんと僕はちょっと思ひよるんですよ。せえで、誰かが皆し出すでしょう。例えば、原田委員長がしたと、納得できません、私は動議します言うたら、賛成しましたって保田副委員長が賛成、ほんなら動議、それがなるならんは別で、時間をとって一般質問でとることになるから、やっぱりちょっと考えて、気に入る答弁ばあねえですよ、はっきり言うて。そこらをちょっと考えにやおえんじゃねえかとはちょっと思うたんで、それで上げさせてもらうたんですよ。例を言えというたら、それは……。

○委員長（原田素代君） わかりました。

○委員（北川勝義君） 余り僕は例を言わんほうがええと思う。関係の人もおられるんで、悪い話をしよんじゃねえけど、しゃくし定規にこれはもう皆いけんというて言い出したら、唾も吐けれんし、極端な話が、よその水道でも喉渴いて3日も飲まなんだら、水飲んだら窃盗じゃというて、盗水じゃ言われよんのを、そんなことを言い出したら切りがねえんで、子供のけんか言うたらおかしいんじゃけど、なると思うんで、執行部のほうには議運の委員長も議長も言

うて、議長、副議長言うてもらう言うたらおかしいんじゃないけど、いつも毎年言われよる、委員長も言われよる、議運の中で。執行部が納得の回答せえというんじゃないけど、もうちょっと説明をしていただきてえ、もう今ごろ何か執行部のこと聞いたら、これありませんけえ、ありませんと、こう言うたりするけん、そりゃねえんじゃないのうて、今後こういうことはどういうなん、今後協議をしてみてえと、地元としてみてえとか、国ともしてえとか、そういうことを言うてもらえりゃあ、何か前向きな回答になります。やりませんと言われたら、どうしてならんかというけんかになるんで、やっぱりそこらの、結果そこが問題点があるんじゃないかと思うんで、要らんこと言いよんかもしれんですけど……。

○委員長（原田素代君） ですから、具体的に言うと、一般質問の最中に不満があつて動議に出すようなことが通用するのかどうかということと……。

○委員（北川勝義君） ちょちょちょ、委員長違う、一般質問でしたことありましょ、こういう質問しよるでしょう。これについての動議はおかしからうという話をしよるですよ。

○委員長（原田素代君） だから、それが可能なのか、自治法上可能なのかってということと、あとその上でこの議会運営委員会としてどういうふう処理しますかという相談をしましょと、その2点でいいですね。

○委員（北川勝義君） そうそう。

○委員長（原田素代君） そしたら、最初に局長からでいいですか。

局長。

○議会事務局長（富山義昭君） 先ほどの件は、北川委員もおっしゃられたように、法的にということになれば動議ですから、出すことはできます。出すことはできますので、例えば休憩動議、休憩を求めるのも動議ですが、今言われてるのはそうではなくて、もっと賛同者がいて動議が成立すると。成立したら、議場におられる方の過半数にそれを問うということになります。そういう意味の動議だと思いますので、もう最終的には賛同が得られないかもしれないけれども、動議としては成立するかもしれない。そのような形の動議を赤磐市議会として取り上げることがどうかということの議論だと思いますので、法的といえますか、仕組み的にできないということではないということですから、そこから先はやはり議員の皆さんでお話をいただくことと、それからちょっともう一度確認しないといけません、それを明文化することもできにくいと思います。

○委員長（原田素代君） でしょうね。

○議会事務局長（富山義昭君） よろしく願いいたします。

○委員長（原田素代君） 議長のほうから何かありますか。

○議長（小田百合子君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、議長。

○議長（小田百合子君） まだ動議が出されてない状態で、もし出たらどうするのかという話

なもんですから、もうそれが出た場合は、私の責任においてやっぱり淡々とルールどおりに済ませるしかないと思ってますんで、出たところ勝負ですね。

○委員長（原田素代君） そうですね。

○委員（北川勝義君） ちょちょちよつと。

○委員長（原田素代君） はい、北川委員。

○委員（北川勝義君） まあ、時間があるけえ言わせてもらうんじゃけど、質疑をしたことに関しての動議は、これは原則としてあり得んのじゃ、ほんまの話が。答えが納得いかん、皆聞きよる人皆満場の答えもろうたことねえでしょう。納得いかにや、皆聞きよったら、それで動議出しよったら、質問とかあれがねえんじゃねえかというんで、そういう意味でおかしいという話をしよるわけなんじゃ。

だから、これ別に僕はその内容的なことについては、ちょっと聞いた中じゃ、それはもうこれは言いよることも合うとることもあるんじゃけど、それは全部満場回答はできんから、じゃから執行部の、さっき言うた議長、副議長のほうが、委員長やこが、よう執行部言うとしてくれというのが丁寧に動議が出んような説明をしちゃってくれえというしか、委員長、これ削除しとって、出んようなんじゃねえんで、出んようなんじゃのうて、とならんようなことを誠実な答弁をすりゃあと思うんで……。

人がしゃべって、誰か言いよるところで議長が何か言うたけえ、それで動議が出たとか、人の発言で、例えば人権を脅かすとか、そういう変な名誉を傷つけるようなというたら、動議はそりゃ仕方がねえかもしれんけど、そうじゃねえ場合には、一般質問で、僕はもうこれはちょっと聞いたんです、県議にも、ほかの人に。一般質問しよって、自分のが納得、そねえなこと言うたら、北さんわしらいつもじゃがな、納得いかんことようけえあるがと言うた、それに一々動議出しよったら、市長に、うちの市長じゃないよその市長に聞いた、そねえなん出されたら、わしが動議を出してえわというて、冗談じゃけど、そこのところをちょっと、何でもこれはルールじゃけえできるって局長言われたんじゃけど、そこらはもう良識で……。

○副議長（岡崎達義君） 皆さんも賛成しない、そういう非常識な動議はね。

○委員（北川勝義君） ちょっと今僕らもそれを一生懸命説明しよんで、執行部のほうもやっぱりちょっとこういうええ説明の仕方をしてあげてほしいと言ってえわけなんですよ、お願い。それで、議長が議場内の整理権あるんじゃけえ、議長が、はい、よろしい暫時休憩しますやこ、議長が言やあすまあと思うけど、なかなかしぶとい議長じゃけえ言やあへんと思うけどな。議長間違うてからぱつと言うたりしたら大変なことになるけど……。

○委員長（原田素代君） ただ、一度、自治法に従って、議長のお答えのように粛々とやっていかないと、ここでそういうふうに申し合わせたからそうしましょうということにはならないので、それはもう議長のほうに一任させていただくということで皆さんよろしいでしょうか。

○議長（小田百合子君） ほかの議員の皆さんの良識にお任せして、こんなことで賛成する人

はないと信じてますけれど。

○委員（北川勝義君） ちょっちょっと。

○委員長（原田素代君） はい、北川委員。

○委員（北川勝義君） 委員長、僕きょう議運で何でこういうこと言いよるといふたら、この後全協があるから、議長さんのほうでも、報告というんじゃねえけど、議運で決まったという話をしよんじゃねえんですよ、議運に出したのは、一般質問のときに出せれんことはねえけど、動議が出たりする場合がいろいろあるかもしれん。内容についての動議というのは、皆さんお諮りしてこういうことは皆さん良識に任すんで、そういうことはできんことはありません、地方自治法じゃあ。しかしながら、そういうことはやるべきじゃねえと思われるんで、皆さんのというて注意ぐらいはちょっときょうしてもらいたかった、言うてもろうたほうが、ほんなら例えば僕が賛同するとしましよ。動議が出て、原田さんがして賛同したとするが、賛成というて。ほんなら、せんでもあれが3人か5人でも必要なかったらええんじゃ。1人でええでしょう。

○議長（小田百合子君） そう、その1人に誰になるか。

○委員（北川勝義君） じゃけえ、なる可能性があるから、その言うのは、じゃからもう皆さんしてくれえというて注意しときゃ、もうきょうのところで全協で注意したら、そういうこと……。

○委員長（原田素代君） そうですね、それは議長の判断なんですけど……。

○委員（北川勝義君） 判断、注意したら今度は例えばもし僕とこうしてそういう場合があったらでええがな、こうしてえと思うた場合が、せにゃおえんとしますが。上げんでもようなりますが、良識で、そう言われてみたらそうじゃという話が。皆さんがそりゃ違うで、やれえやれえと言うたら別じゃけど、ちょっと今逃げ道も含めて。

○委員長（原田素代君） それは議長にお任せします。

一応、自治法に従って対応していただくということで、そこの確認をお願いします。それは議長に任せます。

○委員（松田 勲君） 本人からそういう質問が出たら言うたらええ。

○委員長（原田素代君） 一応、その確認でよろしくお願いいたします。

次、4番目、その他となりますが、まず執行部のほうからございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） じゃあ、富山局長。

○議会事務局長（富山義昭君） それでは、改めてきょうお配りしております12月の議会行事予定の案、その中に12月4日木曜日が10時から本会議、一般質問であるということを加えます。それから、定例会の会期日程表のほうも12月4日を休会となっておりますが、ここに一般質問ということで、3日間の一般質問の日程を入れたものをこの後の議会全員協議会に出させ

ていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。お願ひします。

委員の皆さんからのその他はないですか。

福木委員。

○委員（福木京子君） 陳情を毎年というんか、この団体がされるんですけど、陳情の扱いと請願の扱いというのは、出されたときに説明されとんですかね。いつも陳情でこの団体は出されるけど、結局みんなに諮るだけで審議されなくてそのままになるでしょう。だけど、請願、その辺の説明を議会事務局としてされとるよね。

○委員長（原田素代君） 局長。

○議会事務局長（富山義昭君） 陳情と請願につきましては、請願であれば紹介議員が要りますということは説明をしておるつもりでございます。

○委員（福木京子君） それだけじゃなくて。議運で文書を赤磐市の場合は見せるだけで、陳情の場合は……。

○委員（北川勝義君） 違うが、陳情は入れるがな。

○委員長（原田素代君） ううん、資料配付だけ。

○議会事務局長（富山義昭君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい。

○議会事務局長（富山義昭君） 請願につきましては必ず紹介議員が要りますということ、それから陳情の場合も郵送なんかは、もう議員の皆さんにお見せしません。持参されたものだけを各議員にお配りしますと。その違いは説明しておるつもりでございます。

○委員（福木京子君） それだけですか。

○議会事務局長（富山義昭君） はい。

○委員長（原田素代君） いや、だから審議されないということも伝わってますかという質問なんです。

○委員（福木京子君） それを確認しよる。

○委員（北川勝義君） そりゃもう、これやりよるのはベテランがしていきよんじゃけえ…
…。

○議会事務局長（富山義昭君） 請願の場合は審議されないという……。

○委員長（原田素代君） 陳情。

○議会事務局長（富山義昭君） ごめんなさい、陳情の場合は審査されないという言い回しではございません。

○委員（福木京子君） じゃあないんじゃな。

○議会事務局長（富山義昭君） はい。あくまで取り扱いの説明ですので。

○委員（福木京子君） だけじゃな。

○議会事務局長（富山義昭君） はい。

○委員（北川勝義君） 来とるもんが初めてじゃねえ、ずっとわかりよるがそれ……。

○委員（福木京子君） もうちょっと、ちゃんと説明してほしいなあと思います。それだけ言うときます。

○委員（北川勝義君） 僕らよりよう知つたらあ、陳情しよる人は。陳情はどういう扱いしよるか。

○委員（福木京子君） わかった上で……。

○委員長（原田素代君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、以上をもちまして第13回議会運営委員会を閉会いたしたいと思います。

どうもお疲れさまでした。

午後2時8分 閉会